

第109回世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果について

開催日時：令和6年1月10日

案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	備考（修正点等）	議員へ情報提供
審議事項	令和6年度以降の新型コロナワクチン接種について	《世田谷保健所》	<p>新型コロナワクチン接種について、国が特例臨時接種を今年度末で終了し、令和6年度以降は定期接種化することとして、令和6年度以降の接種プログラムを決定したこと、また、令和6年度の国庫補助制度について廃止する方針が示されたことを踏まえ、区では以下のとおり令和6年度以降の定期接種を実施する。</p> <p>&lt;区の対応&gt;</p> <p>(1) 接種体制 他の定期接種と同様、医療機関での個別接種を原則とする。</p> <p>(2) 集団接種 原則集団接種は実施しないが、国からの指示で接種対象者を拡大して早急に接種を実施しなければならない緊急の場合には、必要な策を講じて集団接種の体制を整える。</p> <p>(3) 施設入所者等 令和6年度以降も引き続き、嘱託医等による接種を基本とする。</p> <p>(4) 個別接種への支援策 国庫補助の範囲内で実施してきた支援策（予約システムの提供等）は令和5年度末をもって終了する。</p> <p>(5) 接種券の発送 特例臨時接種の終了に伴い、国統一様式の接種券の発送は終了する。令和6年度以降は、65歳以上の対象者に対し予診票等を発送する。それ以外の対象者については申請に基づき発送を行う。</p> <p>(6) コールセンター・予約受付体制 世田谷区新型コロナワクチンコールとしての運営及び予約システムの稼働は令和5年度末をもって終了とし、予防接種全般の相談を受け付けるコールセンターを新たに設置する。</p> <p>(7) 区民周知 区のおしらせ、区HP、区SNSでの区民周知を行う。</p> <p>&lt;区民利用施設の予約開始について&gt; 集団接種を継続する場合の会場予定地として令和6年4月以降の区民利用の予約を一部制限していた施設について、予約を開始する。</p> <p>&lt;経費（概算）&gt; 406,289千円（接種にかかる医師会委託料等）</p>	付議のとおり決定する		あり
報告事項	冊子「（仮称）新型コロナウイルス感染症世田谷区の対応記録」作成への協力について（依頼）	《保健福祉政策部》				なし